



2025年10月29日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ ッ ソ ウ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 前 田 浩
(コード番号: 1444 東証グロース市場・名証ネクスト市場)
問合せ先 取 締 役 管 理 部 長 北 村 知 之
(TEL. 03-3439-1671)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2025年11月21日
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 800株
(3)	処 分 価 額	1株につき2,825円
(4)	処 分 総 額	2,260,000円
(5)	処分先及びその人数並びに 処 分 株 式 の 数	当社取締役2名 800株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年9月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を含みます。以下同じ。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役（現 監査等委員である取締役。以下同じ。）については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2020年10月27日開催の第32回定時株主総会において、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額20,000千

円以内（うち社外取締役2,000千円以内）、監査役につき年額10,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は取締役につき、年8,000株以内（うち社外取締役800株以内）、監査役につき年4,000株以内とすること及び譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当該取締役及び監査役が当社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役2名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、その他諸般の事情を勘案の上、金銭報酬債権合計2,260,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式800株（以下「本割当株式」といいます。）を割当ててことを決議いたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

<本割当契約の内容>

（1）譲渡制限期間

対象取締役は本割当株式の交付日（本処分期日）から当該対象取締役が当社の取締役、監査役及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日又は本処分期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本処分期日が当社の事業年度開始後6ヵ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が譲渡制限期間中に死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により退任又は退職した場合、処分期日を含む月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時又は上記（2）で定める譲渡制限の解除時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、処分期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき対象取締役に支給された本金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その処分価額については、恣意性を排除するため、2025年10月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,825円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式処分の割当てを受ける対象取締役のうち、当社取締役の前田信は、当社株主である前田浩の近親者であり、前田浩は当社議決権の51.20%（2025年7月31日現在）を保有する株主であるため、支配株主との取引等に該当します。

（1）公平性を担保する措置及び利益相反回避措置

本自己株式処分は、法令及び諸規則等で定められた規定並びに手続きに従って処分しています。また、処分価額の決定方法をはじめとする処分内容及び条件についても、上記「3. 譲渡制限付株式割当契約の概要」並びに「4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものです。加えて、利益相反を回避するため、支配株主の近親者である前田信、支配株主である当社代表取締役社長の前田浩は、本自己株式処分にかかる取締役会の審議及び決議には参加していません。

（2）少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

本自己株式処分の内容及び条件の妥当性については、当社の取締役会において審議のうえ、本日付で取締役会決議を行っています。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役5名全員より、本自己株式処分は対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするもので、その内容及び条件は妥当であることから、2025年10月28日付で少数株主にとって不利益でない旨の意見を得ております。

(3) 少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

2025年10月29日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。本自己株式処分は、以下の指針に基づいて決定いたしました。

当社が支配株主との取引等を行う際には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応しております。

以 上